

各都道府県介護保険担当課 御中

# 介護保険最新情報

## 今回の内容

- 訪問介護員に関する省令について（情報提供・続報）

（合計 本紙含め2枚）

vol. 46

平成12年3月9日

厚生省介護保険制度実施推進本部

事務連絡  
平成12年3月9日

各都道府県介護保険主管部（局）担当者 様

厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室

訪問介護員に関する省令について（情報提供・続報）

標記省令につきましては、明日3月10日付けの官報に公布される予定ですが、既に3月6日付け事務連絡でこの省令に併せて発出する予定の通知の骨格案をお示したところ です。

通知の正式な発出は来週になる見込みですが、いくつかの都道府県から照会があった看護婦等の取扱いについては、下記のとおりですので、念のためご連絡します。

#### 記

看護婦等（看護婦、看護師、準看護婦及び準看護師）の資格を有する者については、訪問介護員養成研修1級課程の全科目を免除することができる扱いとなることから、1級課程を修了した者とみなすことができるため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第2項にいうサービス提供責任者になりうるものであること。

また、看護婦等を訪問介護員養成研修修了者とみなす場合には、当該看護婦等が訪問介護サービスに従事する場合の証明書として、省令に定める様式に準じた修了証明書を発行する（都道府県が研修を実施している場合には、その研修を修了したものとみなし、都道府県が自ら研修を実施していない場合には、適当と認められる研修事業者の研修を修了したものとみなして、証明書を発行する）ことが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護婦等の免許証をもって替える取扱いとしても差し支えないこと。

照会先：厚生省老人保健福祉局  
老人福祉計画課  
企画法令係 森田  
在宅福祉係 西田

TEL 03-3503-1711  
内線3929、3927  
03-3595-2888  
FAX 03-3595-3670